

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の  
教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表  
第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を  
定める規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正の概要

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（平成29年愛媛県条例第 号）の施行に伴う規定整備のため、愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年愛媛県教育委員会規則第8号）の一部を改正するものである。

2 改正の内容

愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）別表第1の項ずれへの対応

5～8 教育委員会 → 7～10 教育委員会

3 施行日

公布の日



議案第14号

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成29年3月23日提出

愛媛県教育委員会教育長 井上 正

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年愛媛県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

3

改正後	改正前
<p>（条例別表第1の教育委員会規則で定める事務）</p> <p>第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第1の7の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第2条 条例別表第1の8の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する奨学給付金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>（条例別表第1の教育委員会規則で定める事務）</p> <p>第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第1の5の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第2条 条例別表第1の6の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する奨学給付金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>

第3条 条例別表第1の9の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 学び直し支援金（条例別表第1の9の項に規定する学び直し支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 省略

第4条 条例別表第1の10の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案説明

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（平成29年愛媛県条例第 号）が施行されることに伴い、この規則の一部を改正しようとするものである。

第3条 条例別表第1の7の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 学び直し支援金（条例別表第1の7の項に規定する学び直し支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 省略

第4条 条例別表第1の8の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。